

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A集

番号	問	回答
<p><補助対象について></p>		
1	<p>「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」の事業内容及び補助対象は</p>	<p>①スプリンクラー施設整備(パッケージ型自動消火設備含む)は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している平成26年3月7日現在で設置義務のかかかっていない棟にスプリンクラーを整備する際の工事費について補助するもの(基準単価17千円/補助対象面積1㎡と実際にかかる工事費を比べて少ない額)。対象となる棟単位で交付申請を行うもの</p> <p>②自動火災報知設備整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している300㎡未満の棟に自動火災報知設備を整備する際の工事費について補助するもの(基準単価1,000千円と実際に係る工事費を比べて少ない額)。対象となる施設単位で交付申請を行うもの</p> <p>③火災通報装置整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している500㎡未満の棟に火災通報装置を整備する際の工事費について補助するもの(基準単価300千円と実際に係る工事費を比べて少ない額)。対象となる施設単位で交付申請を行うもの</p>
2	<p>スプリンクラー施設整備における補助対象面積の考え方は</p>	<p>補助対象面積とは、補助対象である棟のうちスプリンクラーを設置する部分の面積である。</p>
3	<p>スプリンクラー等(自動火災報知設備・火災通報装置含む)施設整備は新規設置の場合のみ対象となるのか。</p>	<p>そのとおり。 設置済みのスプリンクラー等の更新は補助の対象外。</p>
4	<p>スプリンクラー施設整備について、当該補助金により、水道連結型スプリンクラーの設置は可能か。</p>	<p>可能である。 消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる施設について議論がされており、水道連結型スプリンクラーが認められる施設については、補助の対象である(詳細については問16参照)。</p>
5	<p>スプリンクラー施設整備について、1つの施設が補助対象となる棟を複数所有している場合、棟ごとに申請することは可能か。</p>	<p>可能である。なお、その際事業計画書においては棟ごとにも必要事項(建築構造・主な診療科等)を記載していただくことになる。</p>
6	<p>自動火災報知設備整備、火災通報装置整備について、単独での設置でも補助対象になるのか。また、基準額が1か所当たり1,000千円、300千円となっているが、1か所当たりとはどのような意味か。</p>	<p>単独の設置でも、補助対象になる。 また、1か所当たりとは、補助の対象1施設当たり1か所という意味である。 ※例えば、1施設で複数棟に自動火災報知設備を設置する場合においても基準額は1,000千円となる。</p>
7	<p>予算額を越える要望があった場合の取り扱いは</p>	<p>予算額の範囲内で事業を採択し、内示を行うこととする。 その際、施設単位ではなく補助区分(スプリンクラー・自動火災報知・火災通報装置)ごと、またスプリンクラーにおいては更に棟ごとに採択・内示をさせていただく。 ※よって申請額も補助区分ごと、スプリンクラー整備においては棟ごとに申請いただくため、整備図面及び見積書もそれぞれわけて作成していただくことになる</p>

＜補助申請上の留意点＞		
8	交付額の算出はどのように行うのか。	当該事業は補助率を設けない「定額補助」となっており、基準額と対象経費の実支出額を比べて少ない額を交付額とするものである。
9	都道府県の負担は生じるのか。	都道府県の負担は義務とはされていないが補助額に上乘せすることは可能である。
10	いつからいつまでの工事について、補助対象となるのか。	国への補助申請に対する都道府県への内示の後に工事着工し、26年度中に工事完了するものが、補助対象となる。内示前に着工したものについては、補助対象とはならないため注意されたい。(補助金受領後に内示前の着手が発覚した場合には交付決定の取り消し及び補助金の返還の対象となることがある。また、都道府県への申請をもって着手することも補助対象とはなりません。) ※また施設新築の場合、施設全体の建築工事とは別にスプリンクラー等の設置にかかる工事を内示後に行うことであれば対象とすることは可能(その際、対象部分のみの事業費及び着工開始がわかる資料を提出していただく)
11	補助金を使用して整備したスプリンクラーなどについて、その後取り壊す場合などに制限はあるのか。	補助金を受けて得た財産を、取り壊しなどの処分を行う際は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)に基づき、制限がかかる。処分制限期間に取り壊し等を行う場合には、厚生労働省所管補助金財産処分承認基準を参照の上、手続きいただくことになる。
12	補助金を申請する場合の必要書類は何か。	①事業計画総括表(様式1)・②事業計画書(様式2)・③補助対象面積を表す図面並びに事業費の算出根拠となり得る見積書(可能な限り2社以上)等、以上3点を提出していただく。その後審査により、内定通知(内示)を受けた施設に関しては交付申請書を提出していただくことになる。
13	当該補助金を受ける場合に、公的な金融機関等において優遇融資をする制度があるのか。	(独)福祉医療機構においては、医療施設のスプリンクラー等の火災対策を推進するため、厚生労働省から財政支援を受けたスプリンクラー等設置整備に対する優遇融資を実施することとしており、優遇される融資内容は、通常の施設整備に対する融資と比較して、融資率の引上げ、一定期間の利率の引下げを行うこととしている。 なお、融資に関する手続き、融資内容等の詳細については、(独)福祉医療機構へ問い合わせ願いたい。 ◎医療施設のスプリンクラー等融資の問合せ先 ・東日本地域 医療貸付部 医療審査課 Tel:03-3438-9940 ・西日本地域 大阪支店 医療審査課 Tel:06-6252-0219 (参考1)医療施設におけるスプリンクラー整備等の優遇措置 ① 融資率を通常80%→90% ② 通常貸付利率 基準金利から△0.5(当初5年間)の優遇融資を実施

<スプリンクラーの設置義務等について>

※NO14以下については、消防庁火災対策検討部会の検討が進み次第更新する予定。

14	スプリンクラーの設置義務範囲について	<p>現行制度において、1棟当たりの延床面積が3000㎡以上の病院、6000㎡以上の診療所・助産所に対して、スプリンクラー設置の義務が課されているが、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、今後、病院・診療所・助産所ともに3000㎡以上の施設には、設置義務がかけられる予定。また、3000㎡未満であっても面積にかかわらず、職員が避難誘導に専念する必要のある施設についても、設置義務がかけられるという方向で議論が進んでいる。</p> <p>具体的に設置義務が免除される施設として議論が進んでいる施設は以下のとおり</p> <p>①入院が常態化していない施設： 入院が常態化していないといえる一日平均入院患者数が1人未満となる施設※ ※公的統計資料により確認予定。詳細要件は検討中。</p> <p>②自力避難が困難な者が入院することが想定しがたい施設： 入院患者の主な診療科が、自力避難困難な者が少ないと判断できる診療科(特に産科、眼科、耳鼻科、皮膚科、歯科などを想定)である施設。</p> <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-6、3-7】</p>
15	福祉施設と同様に延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラーの設置義務は免除されないのか。	<p>スプリンクラーと同等の防火安全性を有する延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラー設置を要しないという方向で議論が進んでいる。</p> <p>具体的には、以下の要件が検討されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1000㎡以上の施設については、居室とそれ以外の部分を耐火構造(※1)の床・壁で200㎡以内ごとに区画し、当該区画の開口部に特定防火設備(※2)を設け、廊下等の内装を準不燃材料(※3)、その他の部分の内装を難燃材料(※4)で仕上げたもの ・ 1000㎡未満の施設については、居室とそれ以外の部分を準耐火構造(※5)の床・壁で100㎡以内ごとに区画し、当該区画の開口部に防火設備(※6)を設け、廊下等の内装を準不燃材料、その他の部分の内装を難燃材料で仕上げたもの <p>※1耐火構造: 建築基準法第2条第7号 ※2特定防火設備: 建築基準法施行令第112条第1項 ※3準不燃材料: 建築基準法施行令第1条第5号 ※4難燃材料: 建築基準法施行令第1条第6号 ※5準耐火構造: 建築基準法第2条第7号の2 ※6防火設備: 建築基準法第2条第9号の2口</p> <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-8】</p>
16	水道連結型スプリンクラーの設置が認められる範囲について	<p>現在、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連結型スプリンクラーの設置の可否について検討されているところであり、延床面積1000㎡未満の施設については水道連結型スプリンクラーの設置によって、通常のスプリンクラーの代替が可能となるという方向で議論が進んでいる。</p> <p>なお、1000㎡以上の施設における、通常のスプリンクラー設備に代替する例外措置については、引き続き検討を行っているところである。</p> <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-9】</p>

17	スプリンクラーヘッドの設置義務を免除できる範囲について	<p>通常タイプのスプリンクラーを設置する場合には、消防法施行規則第13条第3項第7号及び同第8号の箇所(※)についてこれまでどおり免除される。手術室、人工血液透析室等スプリンクラーヘッドによる放水により人命に危険を及ぼす等のおそれがあると認められる場合には、スプリンクラーヘッドの設置を免除することができるという方向で議論が進んでいる。</p> <p>※ 消防法施行規則第13条第3項第7号、8号</p> <p>七 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室</p> <p>八 レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室</p> <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-10】</p>
----	-----------------------------	--